**再審請求理由補充書**

令和5年7月24日

金沢地方裁判所刑事部御中

請求人

本籍　本籍　石川県金沢市東力2丁目28番地2

住所　石川県鳳珠郡能登町字宇出津山分10－3

廣野秀樹

　令和5年4月27日付で御庁（金沢地方裁判所刑事部）提出した再審請求書について下記の通り、再審請求の理由を補充します。

記

1. 適用条文

## 刑事訴訟法第435条の7

### 条文の内容

　原判決に関与した裁判官、原判決の証拠となった証拠書類の作成に関与した裁判官又は原判決の証拠となった書面を作成し若しくは供述をした検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が被告事件について職務に関する罪を犯したことが確定判決により証明されたとき。但し、原判決をする前に裁判官、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対して公訴の提起があった場合には、原判決をした裁判所がその事実を知らなかったときに限る。

## 刑事訴訟法第437条

### 条文の内容

　前二条【第435条、第436条】の規定に従い、確定判決により犯罪が証明されたことを再審の請求の理由とすべき場合において、その確定判決を得ることができないときは、その事実を証明して再審の請求をすることができる。但し、証拠がないという理由によって確定判決を得ることができないときは、この限りでない。

# 適用条文の理由及び根拠

## 刑事告発の手続

　確定判決に関与した裁判官、弁護士らの職務に関する犯罪性については、現在、金沢地方検察庁に、被害者安藤文に対する殺人未遂事件として刑事告発の手続を進めています。現時点の進捗状況については、「証拠方法」の項目をご覧ください。

## 平成11年の被害者安藤文さんの父親安藤健次郎さんに対する傷害事件の再審請求

　電話連絡にてお知らせ済みですが、金沢地方検察庁の記録係にて金沢地方裁判所、名古屋高裁金沢支部、最高裁判所の判決謄本、被告人作成の控訴趣意書700枚が保管され、1枚60円で再審請求の目的のために謄写できることを確認済みです。

　この平成11年の事件の主たる被告発人は、現在、水戸地方裁判所総括判事の小川賢司裁判官、一審の国選弁護人だった金沢弁護士会所属の野田政仁弁護士、控訴審の国選弁護人だった金沢弁護士会所属の小堀秀行弁護士になります。

　この平成11年の事件の再審請求は、事実関係を同じくする前記殺人未遂事件の刑事告発の進捗状況に合わせて適宜、対応いたします。

# 証拠方法及び添付資料

　添付資料として、

1. 令和5年7月13日付　書面等の返戻について　金沢地方検察庁検察官　1枚
2. 上記同封の令和4年7月26日付　書面等の返戻について　金沢地方検察庁検察官　2枚
3. 令和5年7月7日付　告発状の表題部　3枚
4. 令和5年6月30日付　告発状（の資料）表題部　1枚
5. 同上　「証拠方法」（63，64ページ）2枚
6. ブログ記事のサンプル
7. USBメモリ（32GB）に保存した刑事告発関連の電子データ　フォルダ：「k\_スクリーンショット」、「kk2023part2」

　追加になりますが、次のブログでの情報発信・情報公開をメインとしました。刑事告発の進捗状況及びにこれまでの経緯の記録を行いますので、是非ご覧ください。ご不明の点があれば、いつでも携帯電話にてお受けし、対応いたします。

- ブログ | 告発・非常上告\_2021＼金沢地方検察庁御中 https://hirono-hideki.info/wp/blog

　以上よろしくお願いします。

以上